

- 1 開催年月日 : 平成 28 年 11 月 14 日 (月) 午前 10 時から
- 2 開催場所 : 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場管理棟
- 3 委 員 : 全委員 15 名 (出席委員 13 名、欠席委員 2 名)
- 4 内 容

- 座長の挨拶
- 東京都島嶼町村一部事務組合 (以下、一組) 事務局長挨拶
- 各委員の自己紹介
- 本日の進め方について、次のように一組委員から説明
 - (1) 処分場の維持管理についての確認・放流状況ビデオ上映
 - (2) 意見交換
 - (3) 埋立地の視察

- (1) 処分場の維持管理についての確認
次の資料を使用して一組委員が説明

<事前配布資料>

- 維持管理資料 1 : 受入一覧 (平成 27 年度)
- 維持管理資料 1 : 受入一覧 (平成 28 年度)
- 維持管理資料 2 : 埋立一覧 (平成 27 年度)
- 維持管理資料 2 : 埋立一覧 (平成 28 年度)
- 維持管理資料 3 : 埋立進捗状況
- 維持管理資料 4 : 水質検査採取箇所図
- 維持管理資料 5-1 : 水質検査結果 (上流側モニタリング井戸)
- 維持管理資料 5-2 : 水質検査結果 (下流側モニタリング井戸)
- 維持管理資料 5-3 : 水質検査結果 浸出水
- 維持管理資料 5-4 : 水質検査結果 放流水
- 維持管理資料 6-1 : 平成 27 年度点検記録
- 維持管理資料 6-2 : 平成 28 年度点検記録

<当日配布資料>

- 「町村別処分量グラフ」
- 「埋立量」
- 「水質モニター」
- 「流域図」

<ビデオ上映>

- 平常時の放流状況 (約 3 分)
- 大雨時の放流状況 (約 30 分)

- (2) 意見交換

最初に、事前質問 (1. ~ 7.) について、次の資料等を使用して一組委員が説明

- 「事前質問内容」
- 「補足説明資料」
- 「東白雲山地形図 (H11)」

事前質問内容

1. 事前配布資料について教えてください。

1) 下記の期間、埋立をしていない理由を教えてください。

H27年6月26日～8月3日

H28年2月20日～4月12日

H28年7月31日～9月8日

(回答)

H27年6月26日～8月3日

6-7月は降雨量が多く、埋立地が冠水していたためです。

H28年2月20日～4月12日

H28年7月31日～9月8日

管理業務委託会社（大勝組）における使用重機のメンテナンス中のためです。

2) 埋立量について教えてください。

H28年5月の埋立量は125.37tと、他の月に比べ特に多い理由を教えてください。

(回答)

上記により埋立作業していなかった時期（H28年2月20日～4月12日）に蓄積した灰をまとめて埋立したためです。

2. 事前配布資料に毎年準備頂いている「グラフ資料」を添付して頂くと理解しやすいです。大変かと思いますが準備をお願いします。

(回答)

本日机上配布資料により、グラフ資料を配布しました。

1) 浸出水の水質について教えてください。

H27年8月6日の水質は環境基準を上回るほど急激に悪化しています。

その理由を教えてください。

BOD12（基準値 10）、COD18（基準値 10）、窒素含有量 14（基準値 10）

電気伝導率 695（前月 148）、塩化物イオン 3100（前月 570）

(回答)

浸出水には環境基準の適用はありません。浸出水は汚れているので水処理施設により浄化されて排水基準を満たして放流されます。7月18日～8月6日（約3週間）の間は1mm/h以上の雨が降らず、埋立地内の保有水が希釈されなかったための水質変動と考えられます。

2) pHはH26年6月から環境基準8.6を上回っています。H28年度も10以上と高い月が多いのですがその理由を教えてください。またpHを環境基準以下にするためにかかる経費（薬品代等）を教えてください。

(回答) <【薬品経費の表】で説明>

浸出水には環境基準の適用はありません。浸出水は汚れているので水処理施設により浄化されて排水基準を満たして放流されます。埋立されている焼却残渣等の性質は、まず焼却灰自体がアルカリ性であることと、焼却施設での塩化水素や硫酸化物を除去するためのアルカリ性粉体の吹込により反応生成物として回収したのも含まれるため、焼却残渣等はアルカリ物質として作用します。よって、埋立地の焼却残渣等（アルカリ物質）が雨水により洗い出された浸出水は基本的にアルカリ性を呈します。また、pHは希硫酸で中和

させて排水基準以下にします。希硫酸の年度別購入経費は【別紙】のとおり、平成 26 年度：61,600 円、平成 27 年度：61,600 円でした。

3) 浸出水を環境基準以下に抑えるためにかかった薬品経費を年度別に教えてください。

(回答) <【薬品経費の表】で説明>

浸出水には環境基準の適用はありません。浸出水は汚れているので水処理施設により浄化されて排水基準を満たして放流されます。水処理施設で使用した薬品の年度別購入経費は【別紙】のとおり、平成 26 年度：291,400 円、平成 27 年度：356,600 円でした。

3. H28 年 7 月 31 日(日)に降った 115mm の雨で、処分場からの放流水と河川が交わる都道 215 号の下流側河川域が深さ 2m、長さ数十mにわたり土砂浸食しました。

また 9 月 22 日(秋分の日)、1 時間当たり 57.5mm の降雨で浸食は更に広がりました。この時の処分場及び放流水、河川状況を、画像とビデオで説明して下さい。

(回答)

先ほどビデオで説明しました。

1) 土砂浸食した地層は、建設前の処分場直下と同じ水を含みやすい火山灰質粘土層です。今回の浸食は、処分場建設に伴う地盤改良で、これまで雨水が蓄えられていたはずの粘土層がなくなり、上流の雨水が下流域に集中して流れた影響ではありませんか。

(回答) <処分場直下の地層等について、【3枚の図】で説明>

これが生活環境影響調査で調べた【処分場建設用地の地質断面】です。この地質断面図で、処分場周辺の地下水の帯水層の様子を読み取ることができます。右上の図を見てください。処分場は、赤線の十字架の交差点の辺りにあります。この断面は、 $a-a'$ でカットした断面です。水色の部分が処分場直下となる火山灰質粘土層で、この層は水文モデル上、不透水層(水を透さないか透しにくい層)として通常扱われるものです。また、右下のオレンジ色の部分が礫混じり火山砂層で、水色の層よりも水を透しやすい透水層なので、通常はこの層が帯水層(水を含む層)であると考えることができます。

次の図が【 $b-b'$ でカットした断面】です。処分場は水色の層(火山灰質粘土層)の上に建設されています。水色の層の左下に、オレンジ色の層(礫混じり火山砂層)があります。ここで $a-a'$ と $b-b'$ を交差させると、オレンジ色の層が $b-a'$ の方向に繋がって存在していることが分かります。オレンジ色の層は滞水層ですので、この辺りの地下水は大部分が $b-a'$ のオレンジ色の層の中で流れていると言えます。

水色の層は粘土層であり、圧密沈下を起こす可能性があるため、処分場を建設するに当たって、地盤改良しました。オレンジ色の層は地盤沈下を起こす危険性は少ないので、地盤改良の範囲には殆ど入っていません。【地盤改良断面図】を見てご確認ください。

オレンジ色の地下水の帯水層については、地盤改良していないので、地下水の流れは基本的に変わっておらず、地下水の通り道は、水色の粘土層ではなくオレンジ色の礫混じり火山砂層です。つまり、上流の雨水は処分場建設前も現在も、地下水の通り道(オレンジ色の帯水層)を通して下流に同じように流れていますので、質問にあるように「これまで雨水が蓄えられていたはずの粘土層がなくなり、上流の雨水が下流域に集中して流れた」ということではありません。今回の浸食は、処分場建設地以外の他の谷筋の上流からの雨水が下流域に流れた影響です。

2) (前) 参事は、運営協議会にて「(地盤改良したため)地下水は処分場を迂回して流動する。」と説明しました。その影響で下流域の土砂浸食が発生したのではないですか。

(回答) <処分場直下の地下水流動について、【生活環境影響調査書の抜粋図】により説明>
この図は、【生活環境影響調査にある図】で、処分場直下の火山灰質粘土層の中の地下水の僅かな流れが処分場建設によってどのように変化するかを表した図です。地盤改良したことにより、地下水は処分場を迂回して流動しています。下流域の土砂浸食は、処分場建設地以外の他の谷筋の上流からの雨水が下流域に流れた影響です。「地盤改良したため地下水が処分場を迂回して流動する」こととは、関係ありません。

3) 昨年の運営協議会で大雨に対する今後の対策について質問したところ「現在の地盤改良後の地下水状況は、生活環境調査の予測結果との矛盾は特段見られておらず、2015年7月の大雨によっても特段の問題が発生確認されたわけではない。」とのことでした。今回の河川下流域で土砂浸食が発生しました。この様なときは運営協議会委員に連絡を入れるべきではありませんか。

(回答) <【東白雲山地形図(H11)】により補足説明>

今回の河川下流域で土砂浸食が発生したことは、処分場建設地以外の他の谷筋の上流からの雨水が下流域に流れた影響であり、また、土砂浸食の発生に起因する処分場運営管理上の問題は発生しなかったことから、運営協議会委員への連絡の必要はないと判断したものです。

<補足説明として、先ほどのビデオで、河川より高い所(明日葉畑横の道)に水が流れていたのは、(通常時に河川の流れがある場所に)狭窄物があって狭窄部を通過できないくらい流れがあったので、道路側に流れた。【平成10年頃の様子を表した地図】をみると、元々処分場ができる前から、河川の洗掘は存在し、下流側から進行してきたと考えられる。そして洪水の都度、地形を変えるほどのエネルギーがあるピーク流量によって洗掘が進んできて、将来的にも洗掘は進んでいくのではないかと考えるのが妥当で、処分場が原因で土砂浸食が発生したとは河川・水文学的に言えない。>

4) 処分場を建設する前、当時の町長、町議会議長は末吉の旧水海山集落周辺について、「以前、三原山頂の開発を行った際に、水脈が変わり木が立ち枯れるなどの経験をしている。できれば手を付けない方がいいのではないかと指摘していました。今回の状況を踏まえ八丈町はどう考えているか。また土砂浸食した河川域の対応について教えて下さい。

(回答)

八丈町より回答します。今回、大雨による河川の侵食への対応ということでございますけれども、町といたしましては、現場の状況と、大雨の際の、今説明がございましたビデオにおける、処分場の放流水と河川の状況を確認したところ、施設からの放流水に関しては、適正に調整池で調整され放流しておりました。

また河川の侵食は、処分場と沢を隔てて併設しております明日葉畑横の町道が、水の道となり、都道を超えて河川に流入していることが、ビデオからも確認することができ、町といたしても、このように認識をさせていただきます。

そこで今後、土砂流出や河川侵食などの現象は、八丈島内におきまして、今、八丈富士の鉢巻道路をはじめまして、さまざまな場所で顕著に現れてございます。

以上のことを踏まえ、町として河川侵食の対応ということで、近傍地には都道がございます。そこへの影響が最も懸念されておりますので、今後は河川管理者である関係部署(これは町の建設課が河川管理者になっております。)、また、防災の観点ということで、そちらも視野に入れまして、町として横断的に連携を図りながら、今後は対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

5) 大雨に対する今後の対策のためにも、地盤改良後の地下水状況を把握するための調査実施を再度お願いたします。また、上流井戸底に置かれたバケツ内の水質調査は信頼性に欠けるので、より良い対応を再検討願います。

(回答)

大雨に対する対策は防災調整池で採られています。なお、昨年度の運営協議会で回答させていただいたとおり、現在の地盤改良後の地下水状況は、生活環境影響調査との矛盾は認められず、これ以上、別途追加調査の必要性はないと考えています。また、上流井戸については、透水性が高く水が抜けやすい井戸であるため、容器を設置して、雨樋を使ってこの容器内うまく地下水が入るように誘導しています。容器の水は、毎月の水質検査の後に捨てており、翌月の水質検査の時には、新しい地下水が入っています。この方法について環境省及び東京都に見解を伺ったところ、問題ないとの回答を得ており、現在の対応で信頼性に欠けることはありません。

4. 東京都に提出した実施設計書では地下水集排水施設の設置目的は、「地下水の水質（塩化物イオン濃度、電気伝導度、等）を監視することで遮水工の漏水が検知できるため、地下水を集水する。」ことでしたが、いつどのような変更で「地下水を監視することで遮水工（遮水シート等）の漏水を確認する」に変わったのかその経緯を教えてください。

1) 地下水が出ないのは、設計もしくは工事に問題があったのでしょうか。

(回答) <【設置届出資料・設計指針の抜粋】により説明>

地下水集排水施設の設置目的は、「①地下水や湧水中で土壌ガスが発生し、この揚圧力により遮水工を破損することを防止する。②地下水位の上昇により、地山がゆるみ崩落やすべりを誘発することを防止する。③地下水の水質（塩化物イオン濃度、電気伝導度、等）を監視することで遮水工の漏水が検知できるため、地下水を集水する。」となっています。このうち①②は、廃棄物処理法の基準省令 1 条 1 項 5 号ハの「地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備を設けること。」を遵守するための機能ですが、③は、基準省令上の要求事項ではない、付随的な機能です。これは、「地下水集排水施設からの排水に浸出水が混入すると排水の塩化物イオン濃度や電気伝導度が変化するので、これらを監視することにより容易に漏水が検知できる場合がある」という、地下水集排水施設に地下水が存在する場合に期待される機能です。

遮水工を損傷させるおそれがある地下水は、ないにこしたことはありません。現在、八丈処分場の遮水工の下には地下水位が上昇しておらず、地下水集排水管には地下水が存在していないので、地下水集排水管の出口を監視することで遮水工からの漏水の有無を確認しており、従前から変更しているものではありません。

また、地下水集排水施設は地下水に備えるために設置する設備であり、「地下水が出ないのは、設計もしくは工事に問題があった」ということではありません。

5. 埋立地の冠水状況の写真資料「平成 27 年 7 月八丈処分場埋立状況」を委員全員に再配布お願いします。また、平成 27 年度から現在までの処分場内に水が溜まっている日と、その日の一番深いところの水深を提示して下さい。また次の運営協議会より維持管理資料に追加して下さい。

(回答) <【平成 27 年 7 月八丈処分場埋立状況】、【設計指針抜粋】により説明>

写真資料【平成 27 年 7 月八丈処分場埋立状況】を再配布しました。まず、埋立地内における浸出水の貯留についてですが、埋立地と水処理施設の間にある安全装置としての遮断弁を閉じた上で埋立地内に水が溜まることを通常、「内部貯留」と言います。設計想定外の降雨の際に、浸出水調整槽が満水になり、遮断弁が閉じて「内部貯留」になることがありますが、遮断弁が閉じたからといって、直ちに問題があるわけではなく、【設計指針】では、貯留構造物（埋立地）の目的として、「予想を上回る異常降水時には埋立地内に一時的に浸出水が滞水状態になることも予想される。また、設計降水の範囲内であっても、浸出水処理施設や浸出水調整設備の維持管理・補修などで、浸出水を埋立地内に貯水することも想定さ

れるため、貯留構造物には、安全な貯水機能が併せて要求されることになる。」と記載されています。

遮断弁が開いていて浸出水が水処理施設へ流入し続けている平常時に、埋立地内に水が溜まっているのは単に水量が多い一時的な状態で解消されるものですので、一時的に「水が溜まっている日と、その日の一番深いところの水深」は、運転管理上必要としないため記録はしていません。

なお、今後いわゆる「内部貯留」が発生した場合は、貯留期間等のデータについて、運営協議会にて維持管理資料に追加することとします。

1) 処分場内に降った雨の埋設集水管による目詰まりが徐々に起き、経年的に雨水の排除が出来にくくなるのが想定されます。降雨時における降雨量と場内に貯留される水の水深（水位）の変化に関するデータは記録してありますか。またその関係を教えてください。

(回答)

目詰まり対策として、浸出水集排水管の外周に不織布を巻いており、浸出水集排水管内への土砂等の流入を防止し、経年的に雨水の排除が出来にくくならないよう工夫しています。また、埋立地内の窪地には一番低い所（底）に細かい粒が溜まりやすく、水を透しにくい粘土層が生成されやすいので一時的に水が溜まりやすくなることはありますが、必要に応じて底土をすくって粘土層を除去しています。降雨量の記録はありますが、埋立地内に一時的に溜まっている水の水深（水位）の変化に関するデータは、運転管理上必要としないため記録はしていません。

2) 7月5日～24日まで、深いところでフレコンバック2個分の水位が溜まっているようですが、この様なことは今年度もありましたか。その期間を教えてください。

(回答)

今年度は埋立地が全面冠水することはありませんでした。

3) 昨年の運営協議会で「7月の雨量程度であれば、この程度の水位を保持する。」との回答でしたが、この時の既往日降水量を教えてください。また、計画時の集配水設備の既往日降水量も教えてください。

(回答) <【平成27年7月 日雨量一覧表】、【浸出水調整容量計算表の抜粋】により説明>

昨年7月の日降水量は、別紙【7月の日雨量一覧表】のとおりです。また、設計時の日降水量は特定の1日の値を用いているのではなく、過去17年間のうちで最も年間降水量の多かった1998年の1年間(365日)の日降水量のパターンを使って、浸出水調整槽の容量計算を行っています。(参考として、【浸出水調整槽容量計算表の抜粋】を示します。)この計算により、埋立地に原則として内部貯留しないような浸出水調整槽容量を算出しています。

4) 降雨時の表面流出率について、設計当初の予測計算値と、これまで数回の降雨時の実際の流出率(量)の実測値もしくは推定値の適合性について教えてください。

(回答) <【設置届出資料の抜粋】により説明>

降雨時の表面流出率(降雨量に対し、蒸発または地下浸透せず地表面を流れる雨水量の割合)は、【別紙】のとおり、森林法に基づく基準を用いて0.55～1.00の範囲より加重平均値0.686を採用しており、この値を用いて設計しています。この値は防災調整池の容量計算に用いており、完成した施設において設計に起因する問題(これまでの降雨時における防災調整池からの流出あるいはその恐れ)は生じていないことから、非常に安全側の値を用いていると考えられます。

5) ある一般廃棄物処理施設にて「平成 10 年以前は、大雨時には、最終処分場内に雨水を溜める計画でよかったが、平成 10 年以降は、最終処分場内に雨水を溜めないような浸出水処理施設の規模が要求されている。」との会議録があります。

また、最終処分場の保有水（埋め立てられた廃棄物が保有する水分及び埋立地内に浸透した地表水。）を認めなくなった理由について、

「最終処分場は、埋立物を安定化し、害がない状態まで管理することを目的としている。廃棄物は空気とある程度の水に触れて分解作用によりきれいになるが、水に触れたままではこの分解作用が働かない。

国が最終処分場内の内部貯留を認めなくなった理由は、このような状況を最終処分場内に作らないようにするためである。（内部貯留とは、遮水シートの上に水が溜まるということである。これを認めないようになり、より安全になったということである。）」

一組、八丈町からは、このような説明をこれまで聞いたことありませんが、水海山処分場は他の処分場とは異なるのでしょうか。

（回答）

設計時に想定した降雨パターンの範囲内においては、原則として内部貯留を行わないように設計を行うこと、かつ、想定外の降雨の場合は内部貯留で対応することは、設計基準どおりであり、この処分場も設計基準に則って設計・建設されています。

6) 昨年 7 月、一ヶ月間水が溜まっている状態でも、「今回の状況は我々としては何ら問題はないという認識であった。」と言うことでしたが、現在も同じ考えですか。

（回答）

これまで回答したとおり、同じです。

7) 水海山の降水量を、休日でも「リアルタイム」に把握できるよう「自動記録計」に変更して頂きたい。またその際、処分場管理室、一組、八丈町、そして委員をはじめ誰でもすぐに危険を察知し対処できるようネット配信の設置を早急にして頂きたい。

（回答）

インターネットは不特定多数の人がアクセスすることができて、セキュリティ上問題があるので、ネット配信は考えていません。

6. 私達だけでは知識不足なので、次回の運営協議会より運営協議会委員として第三者の「処分場、地質、地盤、水質等」の専門家に加わって頂きたい。

（回答）

運営協議会の委員のうち、廃棄物対策課長と技術管理者は処分場の運転管理についての専門家としての立場で参加しています。島嶼一組廃棄物対策課職員は、廃棄物行政機関・処分場建設コンサルタント・処分場プラントメーカー等とのネットワークを有しており、専門家としての立場で対応します。

7. より安全な施設運営を行うため、第三者委員会の設置を求めたい。

（回答）

第三者委員会とは、何か問題が発生した場合に、当事者による調査や対策の検討では、客観性や信頼性が確保できないときに設けられるものであり、現在問題は生じていないので設置の理由はないと考えます。

- ① 委員から、処分場からも放流はしており、大雨に伴う河川浸食における複合的な関係性はあると思うので、大雨時にはできるだけ防災調整池で貯めておいて、放流量を減らすことは可能かとの質問に、一組委員から、流量調節弁等を造れないことはないが、それを造って大雨時に防災調整池で貯めても(貯まる速度が速まり、水位が上昇して越流しそうになるため)、いずれ防災調整池から越流しないようバルブを開けるしかなくなる。バルブを開ければ(都道下の河川流量のネックとなるような調整流量の)水が出てくることになり(すなわち、河川本流の洪水時に一時的に放流させないことは可能であるが、それは時間的な遅れを生じさせるだけで、結局は洪水時に放流することにならざるを得ないため)、造る意味はないという主旨*にて回答。

(※一定流量で放流するからこそ、防災調整池の水位が一定のままで越流しないが、放流を止めれば、水位が上昇するので越流しそうになり、いずれ放流せざるを得なくなる。一方、河川放流の洪水状態はすぐに止むわけではないので、河川本流の洪水状態がある時間帯に、放流せざるを得なくなる。)

- ② 委員から、前回の写真や現場を見て、非常に危険だと感じたので、本当に安全かどうか環境省に問い合わせた。「性能指針」によれば、埋立地の全部に保有水等が貯水されないように維持することになっており、「雨水の一番多い月の1日平均降水量が降ったときに、埋立地の水位が50cm以下になること」と書いてある。それで、計画時の既往日降水量と昨年7月の1か月水が溜まったときの降水量について質問したが、具体的な降水量が説明されなかったので、分からなかった。

このように説明が難しく、安全かどうか不明で、安心が得にくいので、第三者の専門家をアドバイザーで入れたり、第三者委員会や、話し合いの場みたいな形でやっていただきたいとの意見があった。

また、性能指針の中で、「埋立期間は15年程度を目安にする」と書いてあるが、焼却灰を埋め終えた後にどれくらいの期間、水を管理するか不明である。以前質問したときは、だいたいその倍位の年数がかかりますと言われ、この施設は17年埋立なので、そのおよそ倍かかったとして、34年間ここで水を管理することになる。仮に20年~25年埋立になると、40年~50年この施設が稼働することになり、50年間、水のろ過器が本当にきれいに動いているのか。そこを考えると、昨年、埋立期間について質問したときは「この場で話し合うような議論する問題ではない」と回答を受けたが、そうではなく、やはり性能指針の15年程度を目安という所も踏まえ、住民のことも考え、その先はどうなるべきなのかということ話を話の中で含めていただきたいとの意見があった。

一組委員から、性能指針の件は後で調べて回答する。また、不明な点があれば気軽に相談してくださいと回答。

- ③ 委員から、先月は埋立地に水が溜まっていたが、今日は溜まっていない。フレコンバッグと土を入れて水が溜まっていないように見えているが、埋めてしまっただけだからズブズブで、重機が載ると作業的に危険ではないのか、今までは作業上、乾いた所を作るためにあえて別の箇所に水溜まりを作っていたのではないかと質問に、一組委員から、水溜まりを作ると底に粘土質の土が溜まって不透水層を形成し、埋立地内に宙水を生じさせる可能性があり、埋立層内は均質化するのが理想であるので、改めさせたと回答。

- ④ 委員から、「説明が難しく、また、年に一度の開催だと、新たな疑問が生まれた際、どこに持って行っていいのか分からない」と以前発言した際、前座長は、「町の権限でこれ以外の勉強会を開く」と言っていたが、開かれないままになっているので継続してほしいとの要望があり、座長から、前任に確認して対応すると回答。

- ⑤ 委員から、難しすぎて分からない。2時間ではなく4～5時間かけて分かるように説明するような姿勢が欲しいとの意見があった。一方、他の委員等からは、よく分かりましたとの意見もあった。一組委員より、今日の説明については資料のページの記載がない等、説明の際に分かり難いと思われる部分があったことは、反省していると回答。

以上をもって、座長が運営協議会の終了を宣言。(12時00分終了)

(3) 埋立地の視察

その後、希望者による埋立地の視察が行われた。

以上